

クレジットカード会社から高額な請求書が届いた。驚いて家族にカードの利用を確認したところ、中学生の息子が無断でカードを持ち出し、クレジットカード情報を入力して、オンラインゲームに課金をしたとのこと。未成年者が行った契約なので、取り消したい。

（保護者 女性）

子どもが無断でオンラインゲームにお金をつぎ込む「課金」をしてしまったという保護者からの相談が消費生活センターに寄せられています。実際のお金を使っている実感がないまま、アイテム欲しさに際限なく課金してしまいトラブルになることがあるようです。「基本プレイ無料」の意味やゲームの仕組みをよく理解していない状態で、アイテムやアプリを購入している事例も見受けられます。

対策として、日頃からゲームの遊び方やお金の使い方について、親子でよく話し合っておくことが大切です。その際には、クレジットカードの仕組みもわかりやすく教えてあげましょう。

また、クレジットカード決済やキャリア決済では、決済完了メールや明細等を必ず確認するようにしてください。必要に応じて利用限度額も見直しましょう。子ども用のスマホを契約する際には、特に注意が必要です。子ども用のアカウントを作成し、“ペアレンタルコントロール機能”を使って課金を承認制にするなどの対策が効果的です。

未成年者が保護者の同意なく行った契約は原則として取り消すことができますが、子どもが保護者のアカウントでログインして課金した場合は、保護者が決済したとみなされる可能性があります。

また、カードの名義人として管理責任を問われることも考えられます。子どもにスマホを貸す際は保護者のアカウントはログオフすること、子どものスマホで決済した場合はカード情報を削除することを徹底しましょう。カードを簡単に持ち出せないよう、保管方法の工夫も必要です。

困ったときには、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご連絡ください。「局番なし188」でつながります。